

Title	親会社概念の再構築：企業集団観の視点から
Sub Title	The Restruction of Parent Company Concepts : From the Viewpoint of the Concepts of the Corporate Group
Author	浅野, 敬志(Asano, Takashi)
Publisher	
Publication year	1999
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.42, No.2 (1999. 6) ,p.21-
JaLC DOI	
Abstract	連結基礎概念(親会社概念,比例連結概念,経済的単一体概念)は,連結範囲や資本連結等の連結会計処理方法を統一的に説明するために現在利用されている連結会計理論である。もともと,同じような状況下で見られる財務報告の多様性を排除する目的で提唱された理論であるため,その下には首尾一貫した論理的矛盾のない連結会計処理方法が体系化されていなければならない。しかし,比例連結概念や経済的単一体概念ではそれが達成されているように思えるが,親会社概念に限っては,多くの論者により様々なバリエーションが認められており,定義と会計処
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19990600-00686001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

親会社概念の再構築

—— 企業集団観の視点から ——

浅野敬志

<要約>

連結基礎概念（親会社概念，比例連結概念，経済的単一体概念）は，連結範囲や資本連結等の連結会計処理方法を統一的に説明するために現在利用されている連結会計理論である。もともと，同じような状況下で見られる財務報告の多様性を排除する目的で提唱された理論であるため，その下には首尾一貫した論理的矛盾のない連結会計処理方法が体系化されていなければならない。しかし，比例連結概念や経済的単一体概念ではそれが達成されているように思えるが，親会社概念に限っては，多くの論者により様々なバリエーションが認められており，定義と会計処理方法が論理的に一貫しているとは言えない状況にある。そこで本稿では，現在もおお連結理論の1つの指針とされている討議資料 [1991] を基に，親会社概念の定義と会計処理方法の間で論理的矛盾を生じさせている原因を検討すると同時に，そのような問題点を解決するために親会社概念の再構築を行った。

結論は以下の通り。①親会社概念と会計処理方法の関係が様々に解釈可能であるのは，討議資料上の親会社概念の定義から導出できない支配概念が所有概念と混在し，この両視点から会計処理方法が説明されているためである。②この問題点を解消するには，他の連結基礎概念と整合性を図るためにも企業集団観に着目する必要がある。③親会社概念の企業集団観に求められる要件は，「企業集団を親会社株主のものとする」とおよび「親会社により企業集団の財産が支配されていること」の2点である。④その企業集団観から演繹的に導出される会計処理方法は，支配力基準，全部連結，そして全面時価法である。なお少数株主持分およびそれに相当する損益はそれぞれ，連結資本および連結損益から除外される。

<キーワード>

連結基礎概念（親会社概念，比例連結概念，経済的単一体概念），所有（割合）概念，支配概念，受益持分，経済的便益，少数株主持分，企業観，企業集団観，会計主体論

第1節 はじめに

1997年6月6日，わが国の企業会計審議会は「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表し，従来の連結原則の全面的な見直しを行った。多角化・国際化した企業に対する投資判断に企

業集団ベースの情報が一層重視されている状況の中、連結情報の内容が不十分では、投資家等は企業集団を十分に評価することができない。そこで企業会計審議会は、連結情報を個別情報よりも重視するディスクロージャー制度へ転換すると同時に、従来の連結原則における問題点を全面的に見直したのである。

今回の意見書で見直された問題点は、「連結の範囲につき持株（比率）基準が採用されていることのほか、税効果会計の適用が任意とされていること、親子会社間の会計処理の統一に関するルールが明確になっていないこと等¹⁾」である。意見書はこれらに対する解決案を示しているが、審議会の会長（当時）であった森田教授は、連結基礎概念、連結範囲、そして資本連結にはいまだ比較的問題が含まれていると指摘しておられる²⁾。同様のことが他の論者によっても指摘されており、この3事項を検討することは不可欠と思われる。本稿でこの3事項に絞った検討を行うのはこのような理由からである。

この3事項は、例えば親会社概念の下に持株比率基準と全部連結・部分時価法が体系化されているように、連結基礎概念を中心に据え、他の2基準をそれに関連づけて論じられることが多い。このような連結理論のベースをつくったのが、FASBが1991年に公表した討議資料『連結方針および手続』である。この討議資料が意見書の作成に際しても利用されたことは疑いないのだが、意見書は親会社概念を採りながらも支配力基準を強制し部分時価法と全面時価法の選択適用を容認しており、討議資料上の考えを全面的に採用しているわけではない。一方、この意見書に対して、支配力基準や全面時価法も親会社概念の枠内で説明できその間に論理的一貫性があると主張する論者もあり、親会社概念と連結範囲・資本連結の関係が非常に不明確になっているのが現状である。

確かに、「親会社概念とよばれているものの中には様々なバリエーションがあって、これが本来の親会社概念だと一義的に概念規定するのはかなり困難³⁾」である現状を考えると、上記のような主張は納得できる。しかし、親会社概念の定義は1つであり、そこから導出される会計処理も本来ならば1つのはずである。これは、他の連結基礎概念（経済的単一体概念等）と会計処理方法との間にバリエーションがみられないことから理解できる。にもかかわらず、そうでないのは、会計処理方法を導出する際に軸とされる親会社概念の定義が曖昧だからと考えられる。そこで、本稿では、この親会社概念の再構築を根底から行うことにする。

まず第2節で親会社概念とは何か、その下ではどのような会計処理方法が体系づけられているかについて、討議資料を参考に説明する。そこでの関係が曖昧であるからこそ親会社概念に様々なバ

1) 企業会計審議会 [1997] 第二部・一・1を参照。

2) 森出 [1997] p.18 参照。

3) 座談会 [1997] p.21 (白鳥庄之助教授の談話)。親会社概念は狭くも広くも解釈可能である。狭義の親会社概念は比例連結をとる形態である。これは通常、比例連結概念とよばれている。全部連結・部分時価法を採る親会社概念は現在の連結実務の主流になっている形態である。全部連結・全面時価法を採るが、少数株主持分を連結資本に扱わない形態は、広義の親会社概念とよばれている。

リエーションが生じたわけであるから、第3節で、討議資料上の親会社概念から論理的に会計処理方法を導出し、ここで導出された会計処理方法と討議資料で体系づけられている会計処理方法を比較検討する。当然そこには差がみられると思われるため、その差を生じさせた要因についても検討する。

3節までの議論は討議資料上の親会社概念の問題点やその要因を指摘することであったが、これだけでは親会社概念の曖昧さを解決することにはつながらない。そこで、この問題を解決するために、第4節で親会社概念の再構築を試みる。具体的に言えば、親会社概念は他の連結基礎概念とは異なり一般理論として展開されたわけではないため、よって立つ基盤が親会社概念には欠けているように思える。そこで、他の連結基礎概念（ここでは比例連結概念）と比較し、その基盤は何か、そして親会社概念に合致する基盤は何かについて検討し、その基盤に基づき親会社概念の再構築を行う。最後の5節では、本稿のまとめを行う。

第2節 親会社概念の定義と会計処理方法

連結財務諸表がアメリカの鉄道会社で初めて公表されて以来、すでに1世紀以上経過した。その間に連結会計がアメリカを中心に生成・発展してきたが、その理論的検討はわずかの論文で取り上げられたにすぎず、しかも今から40～60年程前に遡る⁴⁾。それ以降も、以前と同様、連結会計を理論的に研究した論文はごく数える程度しかなく、理論的検討はそれほど重要視されてこなかったと言えよう。しかし、1980年代からアメリカで連結会計の見直しが行われ、その一環として理論面も検討が行われることになった。その研究成果としてはじめに公表されたのが、上述した『討議資料』である。この討議資料は、同じような状況下で見られる財務報告の多様性を排除する目的で、3つの基礎概念—経済的単一体概念、親会社概念、比例連結概念—を提唱し、それぞれの概念の下に理論的に妥当とされる会計処理—連結範囲、少数株主持分の表示、資本連結—を体系化した。この連結基礎概念に基づいた会計処理方法の体系化は、現在もなお、連結会計を理論的に研究する際の一つの指針とされているため、本節ではこれを基に定義、連結範囲、資本連結の面から親会社概念を説明する。

2-1 親会社概念の定義

親会社概念とは、討議資料によると、「親会社株主の持分を強調する考え方」である。ここでいう親会社株主の持分とは、企業集団に対する親会社株主の所有者持分（ownership interest）であり、

4) 連結会計を理論的側面から初めて検討したのは、Moonitz [1942] である。

「所有」そのものすなわち企業集団の所有者（親会社株主）がその資産・負債（ないし純資産）に対して有する持分を表す。⁵⁾ 討議資料は、この所有者持分から得られる経済的便益として受益持分（beneficial interest）を挙げている。⁶⁾ この受益持分が「利益に参加し、配当を受領し、株式の売却や清算によって投資を回収する権利」⁷⁾であり、所有割合に応じて引き出されることを考えると、親会社概念は所有割合を重視した基礎概念であるといえる。⁸⁾

親会社株主は、その所有者持分を通じて親会社だけでなく子会社からも、受益持分といった経済的便益を間接的ではあるが引き出すことができる。親会社の子会社に投資を行いその株主になることで、その持分相当分の受益持分を子会社に対して有する一方、親会社株主は親会社に対して受益持分を有しているため、結果として親会社株主は子会社に対しても間接的に受益持分を有することになるのである。連結財務諸表はそのような受益持分についての情報を親会社株主に提供することを目的として作成される。⁹⁾

親会社概念による連結財務諸表は、親会社それ自体に対する親会社株主の持分に、子会社の純資産に対する親会社株主の未分配持分を加えて表される。具体的に言えば、連結貸借対照表は子会社に対する親会社の投資を子会社の資産および負債に置き換え、親会社の個別貸借対照表を修正した形で表される。同様に、連結損益計算書は、子会社に対する投資から得られる親会社の利益を、子会社の収益、費用に置き換え、親会社の個別損益計算書を修正した形で表される。このように、親会社概念の下では連結財務諸表は親会社の貸借対照表および損益計算書の1項目を複数項目に置き換えて作成されるが、そのような修正は親子会社の資産、負債、収益、費用に対する親会社株主の受益持分を示すことを目的として行われるのである。¹⁰⁾

また親会社概念は、親会社の子会社を完全所有していない場合でもその資産および負債を全額連結するため、連結貸借対照表上に少数株主持分を生じさせる。¹¹⁾ 親会社概念は企業集団を親会社の拡張形態と捉え、少数株主を企業集団の外部者と位置づけるため、親会社株主の持分のみが連結資本として示される。また、その変動を示す連結利益には少数株主持分に相当する子会社利益が含まれず、¹²⁾ 親会社株主に相当する利益のみが含まれることになる。

5) 米国財務会計基準研究委員会 [1995] p.250 参照。

6) 米国財務会計基準研究委員会 [1995] p.251 参照。

7) 討議資料 [1991] par.131 参照。

8) 2-2で詳述するが、討議資料は親会社概念の場合でも連結には支配の存在が不可欠であると述べている。ただ、討議資料では支配よりも所有割合がより重要視されており、その意味で本稿では「所有割合を重視」という言い回しを用いた。しかし、討議資料上の親会社概念の下では支配概念が理論的に導出できないという問題がある（本稿3-1参照）。

9) 討議資料 [1991] par.132 参照。

10) 討議資料 [1991] par.64 参照。

11) 親会社以外の子会社株主が有する持分のことを少数株主持分という。

12) 討議資料 [1991] par.65 参照。

2-2 親会社概念と連結範囲

連結範囲の決定方法には持株比率基準と支配力基準の2方法がある。持株比率基準とは、議決権付株式が過半数所有された被投資会社を子会社として連結する方法であり、一方支配力基準とは、¹³⁾ 支配された被投資会社を子会社として連結する方法である。この両基準の関係は数通り考えられ、過去の連結基準ではそのうちどの関係を想定していたのかが非常に不明確という問題があったが、¹⁴⁾ 討議資料は親会社概念の下ではこれらを全くの別物として扱い、持株比率基準が親会社概念と関連する連結方針であると説明している。

明確に記述されているわけではないが、親会社概念でも「支配」が連結のための必要条件とされる。被投資会社を統制する能力、被投資会社の事業方針や財務方針を決定する能力を欠いている場合には、その所有者は単なる受動的な投資者にすぎず、当該被投資会社を連結するのは不相当というのである。¹⁵⁾ このように、¹⁶⁾ 討議資料の親会社概念の下ではまず支配の存否により連結対象の被投資会社が選別される。

次に、投資会社株主の受益持分を強調するために、投資会社の被投資会社に占める持分割合（所有割合）に注目して連結範囲が決定される。ただし、被投資会社に対する投資会社の所有割合の減少にともない、その資産等から経済的便益を得る投資会社株主の能力が低減していくため、被投資会社に占める投資会社の株主持分をすべて連結財務諸表上で示すことは無意味とされる。つまり、投資会社株主が被投資会社の純資産に対して十分な受益持分を持たない場合は、たとえ投資会社が被投資会社を支配していたとしても子会社として連結することは不相当とされるのである。¹⁶⁾

この連結が適当とされる所有割合、すなわち被投資会社に対する投資会社株主持分の比率をどの辺りに設けるかについては、親会社概念を支持する論者のほとんどが過半数としている。¹⁷⁾ よって、投資会社が過半数の持株比率を占める被投資会社を連結に含めるよう強調する持株比率基準が親会社概念と関連を持つ連結方針とされるのである。このように、¹⁷⁾ 討議資料上の親会社概念の下では、支配の存在と所有割合が過半数という2つの条件をクリアした被投資会社が連結の対象とされている（図表2-1参照）。

13) 支配力基準と持株（比率）基準の関係は理論的に以下の5つの状況を想定できる（黒川 [1998] p.5）。
討議資料は、親会社概念の下では持株比率基準と支配力基準を全く別物（つまり、(a)）と扱っている。

- a. 持株基準と支配力基準とは別物である。
- b. 持株基準は支配力基準の一つの指標あるいは条件である。
- c. 持株基準と支配力基準が等しい。
- d. 支配力基準は持株基準の一つの指標あるいは条件である。
- e. 持株基準と支配力基準とは一部が共通している。

14) 米国財務会計基準研究委員会 [1995] p.260 参照。

15) 討議資料 [1991] par.124 参照。

16) 討議資料 [1991] par.133 参照。

17) FASB [1991] par.134 参照。

図表 2-1 連結範囲の判定基準

支配	あり	あり	なし	なし
持株比率	50%超	50%以下	50%超	50%以下
連結判定	連結	非連結	非連結	非連結

2-3 親会社概念と資本連結

親会社と子会社を連結する場合、連結貸借対照表上で、親会社の子会社に対する投資勘定と子会社の資本勘定を相殺消去しなければならない。その際必要とされる手続は、総称して資本連結手続と呼ばれ、子会社の支配獲得時と支配獲得後に分けて論じられている。本稿では、子会社の支配獲得時の資本連結手続に絞って、以下説明する。

子会社を支配獲得した場合、当該子会社の資産・負債を評価し、その評価に基づき親会社と子会社の資産、負債、収益、費用を合算し、親会社の投資勘定と子会社の資本勘定を相殺消去する。その際、両者の間で金額が一致しない場合は、その差額を「連結調整勘定」(連結のれん)¹⁸⁾として処理する。このような手続を通じて子会社は親会社と連結されるが、子会社の資産および負債を評価・連結する範囲の決定、その評価方法、そして連結調整勘定の範囲の決定にはそれぞれ2通りの方法が存在する。

まず、子会社の資産および負債の連結範囲を決定する方法には、「比例連結」と「全部連結」がある。比例連結は親会社の株主持分にみあう部分のみを連結する方法であり、全部連結は子会社の資産および負債全体を連結する方法である。全部連結が少数株主持分にみあう子会社の資産および負債も連結に含めている点で、比例連結とは異なる。

比例連結が採用される場合、子会社の資産および負債のうち親会社の株主持分に相当する部分のみが時価で評価され連結される。一方、全部連結が採用される場合には子会社の資産および負債の全額が連結されるが、その評価方法には「部分時価法」と「全面時価法」といった2通りの方法がある。部分時価法は、親会社の株主持分に相当する部分は公正価値、少数株主持分に相当する部分は帳簿価額で評価し、その合計額を連結する方法であり、全面時価法は親会社株主持分と少数株主持分に相当する部分を共に公正価値で評価し連結する方法である。少数株主持分に相当する子会社の資産および負債の評価方法が異なっている点に、部分時価法と全面時価法の相違がある。

また、比例連結の場合と全部連結の場合共に連結調整勘定が生じるが、その範囲の決定にも「買入のれん説」と「全部のれん説」といった2通りの方法がある。買入のれん説は、親会社の子会社

18) 子会社の獲得時に連結調整勘定が生じるのは、以下の場合である(飯野 [1997] pp.16-11 参照)。①取得時における子会社株式等の市場価格が、その時における実質価格とは一致しない場合。例えば、子会社にのれんが発生している場合、子会社株式等の市場価格による取得価格、すなわち、親会社の投資勘定の金額は、子会社の資本勘定の金額より大きくなり、両者は一致せず連結調整勘定が生じる。

に対する投資と子会社の純資産のうち親会社株主持分に相当する部分との差額を連結調整勘定とみなす一方、全部のれん説は、親会社と少数株主を一体と考え、この2集団の子会社に対する投資と子会社の純資産のうち2集団の持分に相当する部分との差額を連結調整勘定とみなす。このような支配獲得した子会社の評価方法と連結調整勘定の範囲を決定することで、親会社と子会社の資本連結が行われることになる。¹⁹⁾

この3つは連結基礎概念に基づき関連づけられる。討議資料によると、親会社概念の場合、全部連結、部分時価法、そして買入のれん説の組み合わせが妥当な手続とされている。前述した通り、親会社概念は連結財務諸表を個別財務諸表の拡張財務諸表と捉え、少数株主持分を親会社株主持分と区別して表示する。よって、全部連結された場合、子会社の資産および負債を親会社株主持分に相当する部分と少数株主持分に相当する部分に分けて評価する部分時価法が妥当とされ、連結調整勘定の範囲についても、少数株主持分に相当するのれんは認識せず、親会社の株主持分に相当するのれんのみを認識する買入のれん説が妥当とされている。

討議資料によると、以上のような会計処理が親会社概念の下で体系づけられている。FASBの会計基準設定主体は、この討議資料まで連結基礎概念を明確には記述してこなかった。そのため、連結方針や連結手続に関する基礎的な概念が存在せず、連結会計基準の中に連結基礎概念からみれば非論理的な部分がみられた。そこで、FASBはこれまで議論されてきた連結基礎概念を集大成し、それぞれの基礎概念の下ではどのような会計処理が導出されるのかについて検討したのである。²⁰⁾

このような目的からすれば、連結基礎概念と会計処理方法の關係に論理的整合性が要求されるのは当然である。しかし、近年になって、多くの論者によりその關係に疑問が投げかけられている。そこで、その疑問が妥当かどうか確認するために、親会社概念から純粹に導出できる会計処理方法は何か、それは討議資料上で導出された会計処理方法とは異なっているか、もし異なっていればその要因は何かといった問題について、次節で検討する。なお、紙幅の都合上、資本連結方法のうち連結調整勘定に関しては本稿では検討外とする。

19) 資本連結の具体的な会計処理は、黒川 [1998] (pp.20-21 参照) が設例を設けて明解に説明している。

20) 討議資料では、連結基礎概念のうちどれが望ましいかという議論は行われていない。理論上あるいは実務上の多様な会計処理を斟酌しつつ、いずれかの連結基礎概念に基づく代替的な案を提示するに止めている。

第3節 親会社概念と会計処理方法の問題点

3-1 親会社概念と連結範囲の問題点

討議資料によると、親会社概念の下では所有割合と支配が連結範囲を決定する必要条件とされ、これらをクリアした会社だけが子会社として親会社と連結されることになる。この両条件は本当に親会社概念から導き出せるのであろうか。また支配と所有割合は全くの別物とされているが、このような関係は本当に成立しているのであろうか。

親会社概念は親会社株主の受益持分を重視する考え方であるから、間接的にも親会社の株主持分が全く存在しない会社を連結の範囲に含めても、親会社株主の受益持分の表示という目的にとっては意味がない。しかし、それは議決権付株式の過半数という典型的な持株比率基準を採用することの説明にはならない。わずか1%であっても親会社の持分が及んでいるのであれば、その会社を連結の範囲に含めることは、親会社株主の持分を測定する上で無意味だとは言えないからである。しかし、そのような会社は連結に含まれることなく、持株比率が過半数の会社のみが子会社として連結に含まれることになる。²¹⁾

討議資料は、持株比率が50%以下の被投資会社を連結に含まない理由として、そのような会社の資産等からは経済的便益を得る能力が低いことを挙げている。²²⁾ここで経済的便益とは、「利益の分与に与かったり、保有株式の売却や資産の処分によって投資を回収するような所有者持分ないし残余持分に結びつく便益」であり、支配力に基づき引き出されるものとされる。持株比率が50%以下の会社では、このような経済的便益を十分に引き出すことができず、連結してまで当該会社に対する親会社株主の受益持分を親会社の分と合計して示す必要はないというのである。²³⁾

しかし、このような討議資料の考えには2点問題がある。1点目は経済的便益に関する問題である。討議資料で想定されている経済的便益は受益持分あるいは残余持分に結びつく便益であり、親会社株主が子会社に対して受益持分を直接有する部分は、子会社の資産・負債・収益・費用・利得(損失)のうち親会社の株主持分に相当する部分であることを考えると、この便益は子会社に対する親会社の所有割合に応じて引き出されるはずである。しかし、上述した通り、討議資料では経済的便益は支配力に応じて引き出されるとしている。もし、討議資料が想定しているように、支配力に基づき引き出せるものを経済的便益とするなら、それは配当等だけでなく、供給資源・流動資

21) 川本 [1997(a)] p.67 参照。

22) FASB [1991] par.133 参照。

23) FASB [1991] par.133・134 参照。

24) FASB [1991] par.135 参照。

産・生産工程・会社間取引・取引価格・金利・手数料等²⁵⁾、被投資会社の支配から得られる便益でなければならぬはずである。にもかかわらず、支配力の観点からではなく受益持分に結びつけて経済的便益が定義づけられており、経済的便益の内容とそれを引き出す条件の間に論理的つながりが見いだせないという問題がある。

2点目は、支配と所有割合の関係に関する問題である。親会社概念を支持する論者のほとんどが、過半数の所有割合をもって被投資会社から経済的便益を引き出せるとし、ゆえにこれに該当する会社の連結が適当と論じている²⁶⁾。その一方で、前述した通り、支配の存在によって経済的便益を引き出せるとも論じている。この両記述からは過半数の所有割合が支配の1条件と位置づけることが妥当であり、他に支配の存在を示す客観的な方法があれば、特に過半数の所有割合がなくても連結が適当とされよう。ただ討議資料は、親会社概念に基づく連結範囲の決定条件には支配と所有割合が共に必要な条件であるとし、これらをクリアした会社のみが子会社として連結されるべきとしている。つまり、支配と所有割合を全くの別物と関係づけたうえで連結範囲を決定しているのであって、過半数の所有割合を支配の1条件として位置づけているわけではないのである。このように、支配と所有割合の関係に関する説明が討議資料の中で異なっているという問題がある。

以上のような問題がある限り、過半数の所有割合の被投資会社を連結に含めるという持株比率基準は親会社概念からは論理的に導出できるとは言い難い。親会社株主の受益持分を強調するという親会社概念には、連結を適当とする所有割合に50%で線を引く論理はない。討議資料のように、そこで線を引き持株比率基準を連結範囲の決定基準とするのなら、支配の概念を利用せざるを得ない。つまり、所有割合に注目しただけでは持株比率基準が説明できないため、過半数の所有割合を支配の存否を客観的に判断するための便宜的な方法と捉え、支配の観点から持株比率基準を説明せざるを得ないのである。このように考えると、討議資料は親会社概念から導出される持株比率基準に所有割合と支配の考えを混在させているといえる。このことは、経済的便益を支配力に基づき引き出せるとしながら、受益持分の観点から所有割合に重点を置いて定義づけている点からもいえる。

3-2 親会社概念と資本連結方法の問題点

3-2-1 全部連結の問題点

次に、親会社概念と資本連結方法の関係について検討する。親会社概念は全部連結と関連づけられているが、結論を先取りすれば、これには問題があるといえる。親会社概念は、親会社株主の受

25) 親会社株主が支配を通じて享受できる便益として、討議資料では以上の具体例を挙げている。FASB [1991] par.137 参照。

26) par.133 参照。なお、連結に適した持株比率に30から40%の水準を選択する論者もいれば、さらに低い水準を選択する論者もいる。

益持分についての情報を提供することを連結財務諸表の作成目的とする。この受益持分は、前述した通り、利益に参加し、配当を受領し、株式の売却や清算によって投資を回収する権利であり、親会社株主に関していえば、親会社の資産（子会社への投資を除く）および負債に対する部分と、子会社の資産および負債のうち親会社の持株割合に相当する部分の合計がそれに相当する。より詳しく説明すると、親会社株主は、個別貸借対照表上の子会社への投資勘定に対して直接に受益持分を有するが、この投資勘定は子会社の資産および負債に置き換えられるため、親会社株主は間接的にこれらに対する受益持分を有することになる。ここで、投資勘定は親会社の子会社に対し投資した金額で表示されているため、それに置き換えられる子会社の資産および負債は親会社の株主持分に相当する部分となり、その部分に親会社株主の受益持分が及ぶことになる。よって、親会社株主の受益持分を示すことを目的とする親会社概念の下では、子会社の資産および負債のうち親会社の株主持分に相当する部分のみを連結する比例連結が妥当な会計方法と考えられる。

これに対して、討議資料は親会社概念と全部連結を関連づけている。しかし、その理由に関する記述はなく、後述する通り、部分時価法が妥当とするだけで、その前提となる全部連結の適否を問う議論を行っていない。ただ、討議資料はこの問題を直接的ではないが連結基礎概念の定義上で解決しようと試みているように思われる。

親会社概念は「親会社株主の持分を強調する考え方」と定義づけられていることは前述した通りである。そこでは、全部連結と比例連結のどちらが妥当かに関する記述が行われていない。しかし、親会社概念と同様、親会社株主の受益持分を重視する考えを根底にもつ比例連結概念は、「子会社の資産、負債、収益、費用、利得および損益のうち親会社の株主持分に見合う部分のみを連結財務諸表に含める考え方²⁷⁾」と定義づけられており、定義上で比例連結との関連が明示されている。根本的な考えが同じであり、したがって同じ定義になるはずの両概念にこのような差が設けられたのは、比例連結概念と比例連結を関連づけることで、親会社概念と比例連結が関連しない、言い換えると全部連結に関連することを暗黙的に示すことに目的があったように思われる。このように考えなければ、親会社概念と比例連結概念が全く異なる視点から定義づけられていることは説明できない。

つまり、親会社概念と全部連結は討議資料が意図的に関係づけたものであり、そこに論理的つながりはないといえる。それでもなお、親会社概念と全部連結の関係を正当化しようとするならば、子会社の資産および負債の連結にあたり、受益持分の観点から所有割合を重視するだけでなく、子会社に対する支配の存在にも注目する必要がある。

親会社の子会社に対する支配は、法令や契約等による制限がある場合を別にすると、子会社全体

27) FASB [1991] par.135 参照。

に及ぶ。そこに持株割合に見合った垣根があるわけでは²⁸⁾ない。よって、この支配の存在を前提にすると、子会社の資産および負債を持株比率で分け、親会社の株主持分に相当する部分だけを連結する比例連結が妥当とはいえない。親会社の支配の及ぶ子会社の資産および負債を全て連結する全部連結が妥当ということになる。このように、親会社概念と全部連結を関連づけるためには、支配の概念が不可欠であり、討議資料は親会社概念から導出される全部連結に支配の考えを介在させているといえよう。

3-2-2 部分時価法の問題点

前述したような親会社概念と全部連結の問題が無視され、その関係が成立したとしても、獲得した子会社の資産および負債の評価問題が残る。討議資料上の親会社概念では部分時価法が採用されているが、この方法と親会社概念の関係も非常に不明確であり問題である。

親会社の株主持分に相当する子会社の資産および負債の評価については、親会社の子会社への投資が子会社獲得時の時価で評価されているため、同じ時価評価が論理的である。よって、その部分を時価評価するよう要請する面では部分時価法は妥当と考えられる。しかし、少数株主持分に相当する子会社の資産および負債を簿価のまま据え置く会計処理は、親会社概念から一義的に導出できない。その理由について、川本²⁹⁾ [1991] を参考にしながら以下で説明する。

親会社概念の下では、親会社の株主持分のみが連結資本とされ、連結利益はその一定期間における変動とされる。この連結資本および連結利益が少数株主持分に相当する子会社の資産および負債の評価によって変わらなければ、親会社概念の立場から当該資本および負債の評価を一義的に導出できないといえよう。子会社の資産のうち少数株主の持分のみあう分を時価評価すれば、それだけ連結資産の額は大きくなるが、その分はそっくり少数株主持分に加減され、親会社株主持分の大きさには変化がない。また時価評価にともなって連結上の費用は大きく（あるいは小さく）なるが、この分についても、そっくりそのまま少数株主持分損益に吸収されてしまうため、親会社概念における連結利益には影響がない。つまり、子会社資産のうち少数株主の持分に見合う分を時価評価しても、あるいは簿価のまま据え置いても、親会社株主持分の大きさ（連結資本）やその変動（連結利益）についての計算結果に変わりはない。ゆえに、親会社概念からは少数株主持分に相当する部分を時価評価するか、それとも簿価のまま据え置くかについては、親会社概念の立場からは一義的に決定できないのである。

そもそも、討議資料上の親会社概念から全部連結が導かれる論拠がない。よって、全部連結を前提とする部分時価法や全面時価法も導かれる論拠がないといえる。たとえそのような議論の根底に

28) 醍醐 [1997] p.6 参照。

29) 川本 [1991] p.38 参照。

ある問題点を無視したとしても、上述したように、少数株主持分に相当する部分の評価方法は親会社概念から一義的に導出できず、部分時価法と全面時価法の選択はできないのである。

3-3 親会社概念と会計処理方法の関係——まとめ——

以上、討議資料上の親会社概念と会計処理方法（連結範囲と資本連結）の関係を纏めると、次のようになる。討議資料では、親会社概念の下に持株比率基準（+支配力基準）、全部連結、部分時価法が体系化されていたが、その関係は曖昧な傾向にあった。連結範囲に関しては、所有割合に着目することには問題がなかったが、その割合が過半数の被投資会社のみを子会社として連結することは親会社概念から論理的に導出できず、持株比率基準をとることの論理的根拠が欠如していた。子会社資産・負債の連結範囲に関しては、比例連結が親会社概念の目的に合致しており、全部連結を唱える討議資料とは逆の結論が導出された。また、子会社資産・負債の評価方法に関しては、そもそも親会社概念からは全部連結を導出できないが、それを無視したとしても少数株主持分に相当する部分を簿価のまま据え置く根拠が欠如しており、親会社概念からは部分時価法と全面時価法のどちらか一方を選択できなかった。このように、討議資料上の親会社概念からは、その下に体系化された3つの会計処理方法がどれ一つとして論理的に導出できなかったのである。

このように親会社概念と会計処理方法の関係が不明確なのは、会計処理方法の根底に支配の概念が介在していることに原因がある。親会社概念は親会社株主の受益持分を強調する考え方である。受益持分は、利益参加、配当受領、そして株式売却・清算により投資を回収できる権利であり、所有割合に応じて行使される。例えば、親会社株主が子会社に対しこの権利を有するのは株主持分相当分だけであって、支配下の子会社全体（少数株主持分に相当する部分を含む）に対してではない。したがって、受益持分を強調する親会社概念では所有割合が注目されることになるが、会計処理方法を検討してみると、所有割合だけでなく支配の概念も注目されていた。具体的に示すと、持株比率基準と全部連結では支配の概念が不可欠であった。部分時価法も、親会社株主持分と少数株主持分に相当する部分を別の方法で評価するため所有割合が重視されているが、前提に全部連結があるため、やはり支配の概念が不可欠であった。このように、本稿で取り上げた会計処理方法全てにわたって支配概念が介在しているからこそ、定義上では所有割合のみに注目するとされていた親会社概念と会計処理方法の関係が不明確になっているのである。

もともと、親会社概念は現実の連結実務を「親会社の株主持分を重視する会計である」という理屈で説明するためにつくられたものと考えられており、Moonitz [1942]³⁰⁾によるエンティティ概念（経済的単一体概念）のように理論的に展開されたわけではない。つまり親会社概念は、まず明確な

30) 川本 [1997(a)] p.66 を参照。

概念があって、そこから演繹的に持株比率基準、全部連結、そして部分時価法といった会計処理方法を導出するのではなく、現実に行われているこれらの会計処理方法を説明するために、後から概念の枠組みが³¹⁾つくられたものと考えられている。このように、枠組みが³¹⁾つくられた当初はこの当時の連結実務を説明することが親会社概念の役割であり、たとえその説明が不十分であってもその存在意義は十分にあったといえる。

しかし現在においては、このような親会社概念の役割は必要がない。例えば、1997年6月に改訂されたわが国の新連結原則では、連結範囲の基準が支配力基準に変更され、子会社の資産・負債の評価方法も部分時価法に加え全面時価法も容認されたため、親会社概念に従来の連結実務の説明を求める必要はなくなった。よって、親会社概念もエンティティ概念と同様、連結ルールの演繹的な導出が求められ、討議資料における親会社概念と会計処理方法の関係を再検討する必要があるように思われる。

その再検討には3通りの方法が考えられる。1つは討議資料上での親会社概念の定義を変えず、その下に体系づける会計処理方法を全て見直す方法である。しかし討議資料による定義に従えば、所有割合にのみ注目することになり、支配の概念を取り除かざるを得ない。この場合、親会社概念から連結範囲の決定ができず、全ての会計処理方法を体系的に導出できないという意味で問題が残る。

2つ目は、会計処理方法を論理的に導出する際、親会社概念の定義以外に他の基準を用いる方法である。この方法は、討議資料上の親会社概念の定義を変えず、それから論理的に導出できる会計処理方法を限定する。この方法の代表的論者に、醍醐³²⁾ [1997] が挙げられる。彼は、持株比率基準、支配力基準を連結範囲の基準としてだけではなく、連結会計全般を規制する基準として位置づける。例えば、支配力基準で連結範囲が確定された場合、親会社は子会社全体をその統制下に置くため、その資産および負債の全部を連結し同じ基準で評価する全面時価法が論理的に導かれるとする。一方、定義から直接導出できるのは、少数株主持分を連結資本に含めず、その変動を連結利益に含めないという会計処理のみである。従来のように、連結範囲や子会社の資産・負債の連結範囲とその評価方法を定義と関連させたりはしないのである。以上のように、醍醐 [1997] は、連結基礎概念と連結範囲基準を連携させ、演繹的に連結ルールの導出する必要があると主張する。醍醐 [1997] に代表されるこのような方法は、従来の連結基礎概念にある問題点の解決を目的にしているという点で価値がある。ただ、連結基礎概念と連結範囲基準の関係を絶つことの論拠が曖昧のように思える点に、若干の問題が残る。

31) 白鳥 [1997] p.1257 参照。ゆえに白鳥 [1997] は、親会社概念を理論と呼ぶのは適切ではないとしている。

32) 主に、醍醐 [1997] の第4・5・6・7節 (pp.4-7) 参照。

3つ目は、討議資料上の定義を見直し、その修正した定義から全ての会計処理方法を論理的に導出する方法である。この方法のように、親会社概念の定義を見直した論者は、筆者の知る限り存在しない。しかしこの方法は、論者間で親会社概念の定義が定まっていないという問題を解決するという意味でも重要と思われる。³³⁾ 本稿ではこの方法に基づき、次節以降で定義を見直し、論理的に会計処理方法を導出できるようにする。

討議資料上の親会社概念の定義から支配概念が導出できないにもかかわらず、それを所有割合と混在させて会計処理方法を説明する見解も見られる。例えば高須 [1997]³⁴⁾ は、親会社概念でも全部連結・全面時価法が説明できるとしている。高須 [1997] によれば、親会社概念による連結貸借対照表は、親会社株主持分に相当する子会社の資産・負債を親会社の投資勘定と相殺して作成された部分連結財務諸表に、少数株主持分に対応する部分を加算して作成されたものであり、その意味で、この連結財務諸表は親会社株主の所有割合に基づきながら、少数株主持分に対応する部分にまで拡張して作成されたものと捉えられる。このことから高須 [1997] は、親会社概念が支配概念への対応を行っていると考え、しかもその場合、所有割合の概念に依拠している部分（親会社株主持分に対応する部分）と支配概念に対応して拡張された部分（少数株主持分に対応する部分）との間で相互干渉が生じないような構造を有していることから、所有に基づかない少数株主持分に対応する資産・負債部分についてはいかなる評価基準に基づいて計上されようとも任意となるとしている。ゆえに、少数株主持分に対応する子会社の資産・負債について公正価値に基づいて計上することができ、親会社概念の枠内で全面時価法が説明可能とするのである。

高須 [1997] では、討議資料上の親会社概念と会計処理方法の関係を所与としており、その関係についての検討が行われているわけではない。ゆえに、親会社概念からは所有割合しか導出できな

33) 親会社概念の定義とその定義づけの際着目された点は、以下の5つのグループに分類できる。

図表 親会社概念の定義と着目される面

	定 義	着目される面
①	連結財務諸表を親会社財務諸表の拡張もしくは延長線上のものとして捉える考え方	連結財務諸表の捉え方
②	親会社の株主持分を強調する考え方	連結財務諸表の作成目的
③	親会社の株主持分の変動を明らかにすることを目的とする考え方	連結財務諸表の作成目的
④	集団化された企業の親会社を重視する考え方	企業集団の捉え方
⑤	連結財務諸表を主として親会社株主のために作成するものと捉える考え方	連結財務諸表の利用目的

34) 主に、高須 [1997] の第Ⅲ節 (pp.37-40) を参照。

いにかかわらず、支配概念が会計処理方法の中でみられるという理由で、親会社概念の中に支配概念と所有割合の概念を混在させている。高須 [1997] が目的としたことは、従来の親会社概念で全部連結・全面時価法を説明することであり、その説明が論理上矛盾なく行われている点に価値があると思われる。ただ説明理論をとると、親会社概念と会計処理方法の関係が不明確という問題が残るため、そのような問題を解消するために、本稿では説明理論ではなく規範理論をとり、首尾一貫した内在的に矛盾のない理論体系を構築することを目的とする。³⁵⁾

第4節 企業集団観からの親会社概念の再構築

親会社概念は、現実の連結慣行を説明し、正当化するための基礎理論として展開されたものと考えられているが、比例連結概念と経済的単一体概念は一般理論として展開され、演繹的に連結ルールを関連づけていったものとされている。その理論展開の際参考にされた考えが、個別会計における会計主体論として確立されていた資本主理論と実体理論である。これらの理論を連結会計に適用することにより、それぞれ比例連結概念と経済的単一体概念が導出されたというわけである。³⁶⁾

前節の検討で、親会社概念に従来の連結実務の説明を求める必要はなくなり、親会社概念も会計処理方法の演繹的な導出が求められることが理解された。それならば、親会社概念も比例連結概念と経済的単一体概念との整合性を図るために、会計主体論上の考えを参考にして展開されるべきである。その場合、親会社概念は比例連結概念と同じ資本主理論から展開されることが望ましい。なぜなら、親会社概念の根本的な考え方は比例連結概念と変わらないからである。相違点は全部連結することから生じる会計処理にみられるが、その処理にしても、親会社概念の定義からは比例連結が論理的に導出されるため、純粹に考えると親会社概念と比例連結概念には差がなくなる。このことは、討議資料上で「比例連結概念は親会社概念の変形または持分法の拡張であり、最も純粹な形態の親会社概念であるとする見方もある。」³⁷⁾と記されていることから理解できよう。

以下では、まず資本主理論を説明し、それを連結会計に展開させた比例連結概念と親会社概念では根底にある考えがどのように異なっているかを検討する。結論を先取りすれば、企業集団観が比

35) 山榎 [1968] p.114 参照。ここでは会計主体論を論じる際のあり方が記されているが、この考えは連結基礎概念の場合にも有用であるため、以下で引用しよう。

「会計主体論の世界においては、…かりにどのような立場をとるにせよ大切なことは、首尾一貫した内在的に矛盾のない理論体系を示すことであり、下部構造と上部構造との間にギャップがありながらこれに無頓着であったり、無意識のうちに立場をかえ、他の主体論を前提にしなければ到底採りえないような解釈や処理を、その体系の一部に混入させたりするようなことのないように」しなければならないとする。

36) 武田 [1970] p.54 参照。

37) 企業財務制度研究会 [1995] p.261 参照。

38) 企業集団観とは、後述するが、企業集団の法律見方である。なお、「企業集団」の概念は必ずしも統一的に説明されているわけではない。例えば、企業集団研究会 [1996] は企業集団の概念を以下の4つ

例連結概念では明確で、そこから演繹的に会計処理方法が導出されている一方、親会社概念では明確ではないため、比例連結概念等と整合性を図るために、それを踏まえた上で親会社概念を展開する必要がある。ただし、資本主理論の企業観には現代の株式会社に合わない点があるため、その考えをそのまま企業集団観に援用することはできず、修正した上で適用されなければならない。この修正した企業集団観を基に親会社概念を導くと、定義が明確になり、さらにそこから連結範囲基準をはじめとする会計処理方法が一般的に導出できるようになる。このように、親会社概念といった連結基礎概念が直接連結会計全般を規制するという点で、醍醐 [1997] とは異なる。

4-1 資本主理論 (Proprietary Theory) の定義

資本主理論やエンティティ理論等といった会計主体論は数多くの論者により、またいろいろと異なった角度から展開されており、明確な定義づけが行われているわけではない。ただ一般的には、「どのような立場から会計上の判断を行うべきかを論ずる理論」と定義されており、企業会計上、企業をどのようにみるかという「企業観」と、この企業観に基づいて、会計的判断の最終的なよりどころをどこに求めるかという「企業会計の指導原理」の探求といった2点から議論が展開されている。³⁹⁾

資本主理論とは、企業を資本主によって所有されるものとして捉え、会計はもっぱら資本主の立場から資本主のために行われるとする理論である。この定義からわかるように、資本主理論では企業と資本主が一体あるいは同一のものと捉えられるため、企業の資産・負債がそれぞれ資本主の財産・債務と同一視され、この両者の差額が資本主に帰属する純(正味)財産となる。会計等式で示せば、 $資産 - 負債 = 資本$ という資本等式が基本とされ、資本主はその資本の増殖に注目しているため、この純財産の変動を測定し分析することが会計の目的とされる。

また、この会計主体論の議論では、配当、利子、所得税の取扱いが頻繁に取り上げられる。資本主理論によれば、資本主が企業の所有者であるから、最終的に算出される利益は資本主のものであり、その利益を算定するまでに収益から差し引かれる利子や所得税は費用として、配当は所有者への利益分配として取り扱われるのが妥当とされる。

以下に大別できるとしている。

1. 広義の企業集団 {六大企業集団(三井, 三菱, 住友, 富士, 三和, 一勳)}
 2. 狭義の企業集団 {六大企業集団における主要会社のみ(「社長会」構成主要会社 etc.)}
 3. 企業グループ {①親会社, 子会社, 関連会社, ②六大企業集団系企業グループ(三菱重工業グループ etc.), ③準・六大企業集団系企業グループ(トヨタグループ etc.), ④独立企業グループ(新日鉄グループ etc.)}
 4. 企業集団・企業グループと呼ばれながら上記3つに該当しないもの {石油化学コンビナート etc.}
- 本稿では、第3の企業グループ(関連会社や系列会社を含む)をさらに限定し、「連結会計上連結対象とされる子会社とそれを支配する親会社で構成された企業集団」という意味で「企業集団」を用いることにする。

39) 新井 [1969] p.208 参照。

4-2 親会社概念と比例連結概念の相違

比例連結概念は親会社概念と同様、親会社株主の持分を強調する。ただ、子会社の資産および負債のうち親会社持分に相当する部分のみを連結することとされているため、連結貸借対照表上に少数株主持分に相当する子会社の資産・負債と少数株主持分が計上されない点で親会社概念と異なるが、あとの会計処理は同じである。このように根底にある考えが非常に似ている両概念だが、比例連結概念は資本主理論から展開されたもの、一方親会社概念は連結実務を説明するために非理論的に展開されたものと理解されている。

比例連結概念には、資本主理論と同様に、企業集団を誰のものかと捉えるかといった企業集団観が根底にある。例えば、連結資産・負債は親会社株主持分に相当する部分のみが示されるが、この部分は親会社株主が企業集団に対して受益持分を有する部分であり、親会社が倒産した場合、株主はこの部分に限って投資を回収することができる。このような意味で、連結資産および負債は最終的に親会社株主に帰属するものと捉えられ、それぞれ親会社株主の財産、債務と見なされている。また、連結資本は連結資産と連結負債の差額であり親会社株主持分のみが示されるため、親会社株主に帰属する純財産と捉えられる。その変動である連結損益も親会社株主持分に相当する部分のみが示され、親会社株主に帰属するものと捉えられる。このように、比例連結概念の下で体系づけられている会計処理は全て親会社株主の立場に基づくものであり、その点で比例連結概念は企業集団を親会社株主のものとして捉える考えが潜んでいるといえよう。

一方、親会社概念の場合、連結資本とその変動である連結利益（損失）だけを見ると比例連結概念と同様、親会社株主持分とその変動のみが示されるため、資本主理論の発展型とも考えられる。しかし、連結財務諸表上の資産および負債では親会社株主が受益持分を有する部分だけでなく少数株主に相当する部分までも示されており、それらを親会社株主の財産、債務と考えることはできない。もともと親会社概念は比例連結概念とは異なり一般理論として展開されたわけではないため、純粋に親会社株主の立場に基づいた考えとはいえない。その点で、比例連結概念とは異なりどのような企業集団観を前提にしているのかが不明である。

親会社概念も比例連結概念等と整合して、一つの矛盾のない体系を作り上げる必要があることは前述した通りである。それならば、同じ企業集団観という観点に基づく必要があることは当然である。ただ、親会社概念は比例連結概念とほぼ考え方が同じであるが、子会社の資産および負債を全部連結する点で異なっており、この点を考慮して企業集団観を検討する必要がある。従来の親会社概念は、所有割合と支配が混在しどちらかといえば所有割合を重視するというように、根底にある考えが非常に曖昧であった。そのため、演繹的に導出されるはずの会計処理方法間で所有割合と支配のどちらを重視するかが異なるという矛盾が生じていた。しかし、親会社概念の定義では所有割

合しか着目されておらず、その点を追求すれば比例連結概念が導かれる。比例連結概念が親会社概念の純粋な形態と呼ばれるのはそのためであり、討議資料上での会計処理方法は導出されないはずである。しかし、比例連結概念とは異なり全部連結が導出されているのは、親会社概念が親会社の子会社資産および負債に対する支配面に着目していることが原因と考えられる。したがって、親会社概念の場合にはこの点を考慮に入れて企業集団を捉えなければならない。

4-3 資本主理論による企業観の問題点

前述した通り、会計主体論はどのような立場から会計上の判断を行うべきかを論ずる理論であり、企業観と深い関わり合いをもつとされている。これは会計主体の問題が企業形態としての株式会社の生成ならびに発展と共に明確に意識されるようになったことから理解できる。つまり、株式会社の発展に基づく所有と経営の分離によって、その本質をいかに理解するかが法律上重要なテーマとなり、⁴⁰⁾ その考えが会計にも反映され会計主体論として論じられるようになった。したがって、会計主体の問題は今日における支配的な企業形態である株式会社の性格ないし概念をいかに規定するかの問題として捉えることができるというわけである。⁴¹⁾

このように、株式会社の性格についての⁴²⁾ 法律の見方が会計主体論に直接の影響を及ぼしているが、それでは株式会社は法律上どのように捉えられているのか。Sprouse [1957] によると、株式会社の法律の見方には以下の4通りがある。

- ①集合説 (association theory) …株式会社を法人という独立の実体でなく、単なる株主の集合とみる。
- ②認可説 (concession theory) …株式会社を国家によって認可された一定の法律関係とみる。
- ③擬制説 (fiction theory) …株式会社を株主や会社役員とは区別される独立の法実体とみる。
- ④実在説 (reality theory) …株式会社を株主や役員より独立した実体とみるだけでなく、それが法人でなく自然人、擬制でなく実在とみる。

このうち資本主理論に該当する株式会社の見方は「集合説」である。この説のもとでは、株式会社と資本主が同一視され、資産の所有者と負債の債務者は共に資本主とされる。しかし、今日において集合説で説明できるのは、個人企業や組合会社などのように出資者と企業とが直接かつ密接に結びついている企業に限定され、株式会社は説明できなくなっている。以下でその説明を行おう。

営利目的の企業形態には、大別して個人企業と共同企業がある。個人企業は、個人が企業に出資

40) 企業の本質をどのように捉えるかといった「法人論争」は近代法学における最大の論争のひとつに数えられている (岩井 [1995] p.57 参照)。

41) 宇南山 [1957] p.2150 参照。

42) 青柳 [1987] pp.97-98 参照。

して自らこれを経営し、その利益を享受するとともに、損失の全てをも負担するという原始的・基礎的な企業形態である。このような個人企業は1出資者である個人のものといえ、当然のことながらその財産も債務も全て個人に帰属される。これは上記の株式会社の法律の見方でいえば、まさに集合説に該当する。

経済社会の進展にともなって企業規模の拡大が要請され、企業の種類も増し、その形態も複雑になると、企業形態は次第に共同企業へと重点が移ってくる。この共同企業は出資者が複数である企業をいい、近代の資本主義社会においては実に多種多様な形態が存在する。例えば、数人の個人企業者が共同して事業を営む民法上の組合、これをやや合理化した海上企業だけに利用される船舶共有組合、一部の共同出資者が企業利潤の分配を受けることを目的として企業者に財産を出資するにとどまる匿名組合などもあるが、その典型的な共同企業は会社企業である。⁴³⁾

会社企業以外の組織はいずれも出資者が少人数の場合が多く、企業活動に対して共同責任を分かちもっており、さらに資本と労力の結合がみられるため、それらは複数の出資者のものといえ、集合説が該当しよう。しかし、会社企業は共同出資者が多人数である場合が多く、出資者全員がいちいち共同名義で交渉に望んだり、契約を結ばなければならないというのでは、経営活動がひどく不便になってくる。そのような法律関係の処理を簡単にするために、会社企業は法律上独立の人格が付与され、出資者一人一人とは独立した権利義務の主体性が認められるようになった。つまり、会社企業は単なる共同企業から「法人」に転化されるようになったのである。

ここで法人とは、自然人以外のもので、法律上権利・義務の主体たる資格が与えられたものと一般に説かれている。すなわち、本来ヒトではないがあたかもヒトのように権利義務を担うことを法律によって認められたモノが法人なのである。この法人化により、会社企業は団体自体の名において権利を有し義務を負うことが認められ、出資者である複数の個人とは別個独立の法律上の存在とされることとなった。また、財産面に関しても、出資者や会社構成員の「個人財産とは区別される団体自体に帰属すべき団体財産が生じる」⁴⁴⁾ことになり、このような法人化された会社企業には会社財産を出資者(株主)のものとする集合説は該当しなくなっているのである。以下では、会社企業の最も発達した形態であるといわれている株式会社について、企業自体とその財産、そして出資者(株主)の面からさらなる検討を行う。⁴⁵⁾

4-4 企業観と企業集団観

株式会社を実質的に構成しているのは、株主と有形資産や無形資産など企業を作り上げている現

43) 酒巻・志村 [1993] p.4 参照。

44) 邵 [1997] p.75 参照。

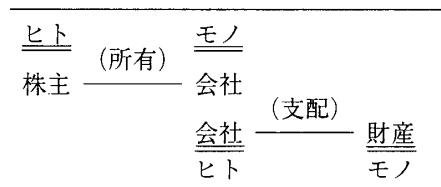
45) 「取引相手、債権者、そして従業員は、少なくとも法律の上では企業にとっての外部者である」(岩井 [1995] p.60) ため、ここでは検討の対象とはしない。

実の財産（積極財産）、つまりヒトとモノである。株式会社は法人であり、出資者が直接株式会社の財産を支配することはないため、個人企業でみられるようなヒトとしての株主とモノとしての財産との関係、つまり所有の主体と客体という直接的な関係性はすでに失われている。実際、株式会社の財産を直接支配しているのは法人としての会社であって、株主は株式という証券の所有者にすぎない。だからこそ、株主が株式市場で直接売り買いするのは、会社に対する利益配当請求権や総会議決権を意味する株式であって、会社の財産そのものではない。また、会社の株式がひとりのヒトから別のヒトへとその所有主を移転しても、会社と企業財産との間の支配関係は変わらないのである。

もちろん株主は、残余利益の請求者としてひとりビジネスリスクを負担するため、現代の株式会社制度により会社の所有者という特別な立場が与えられている⁴⁶⁾。しかし、企業財産に関しては、株主といえども株式所有によって与えられている利益配当請求権や総会議決権を通じて間接的に支配を及ぼすことができるにすぎず、会社自体がその支配の主体となる。このように、株式会社は「企業財産との関係においては所有権の主体としてあらわれるのと同時に、株主との関係においては所有権の客体としてあらわれることになり⁴⁷⁾」、その意味で、法人としての会社はヒトとモノとの間に入り込み、図表4-1のように企業の内部にヒト対会社という所有関係と会社対モノという支配関係をつくりだしている。つまり、法人としての株式会社はヒトとモノとの間に存在し、モノに対してはヒト、ヒトに対してはモノという両義的な存在になっているのである⁴⁸⁾。

このような株式会社の法律見方（企業観）は企業集団観にも展開可能である。親会社はある会社の議決権付き株式を50%超買取るなどして当該会社（子会社）の支配株主となり、株主総会における議決権を独占することが可能となる。この場合、親会社は子会社の財産を自由に使用する権利を得ることになり、本来ならば子会社自体により支配されるはずの財産が親会社に支配されることになる。つまり、子会社は「企業財産というモノに対するヒトとしての主体性を完全に奪い去られ、親会社の自由裁量にまかせられる純粹なるモノの地位に転落してしまうのである⁴⁹⁾」。一方、親

図表4-1 株式会社の支配および所有関係



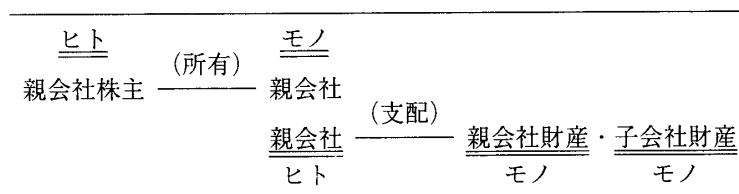
46) コーポレートガバナンス原則策定委員会 [1997] 1前文1-2参照。

47) 岩井 [1995] p.61参照。

48) このような株式会社の法律見方は、ヒトの性質、つまり、ヒトはモノに支配されないしヒトを所有できないということを暗に示している。

49) 岩井 [1995] p.62参照。

図表 4-2 企業集団の支配および所有関係



会社は単独の株主により議決権付き株式の過半数所有等を通じて支配されていないため、株主に所有されているが財産を自由に使用できる権利は親会社にあるとされる。

以上の議論を企業集団単位で捉えると図表 4-2 のようになる。子会社は親会社の純粹なるモノとされるため、その財産は親会社の財産と同じく、ヒトとしての親会社に支配されるモノと捉えられる。つまり、ヒトとしての親会社は、それ自体の財産に加え、子会社自体と本来ヒトとしての子会社が支配するはずの子会社財産までもモノとして支配してしまうわけである。一方、親会社自体はその株主にとってはモノとして所有されるままである。このように、企業集団は親会社を通じてその株主に所有される一方、その財産（親会社と子会社の全ての財産）は親会社が支配している⁵⁰⁾のである。

4-5 親会社概念の再構築

比例連結概念は会計主体論の考えを参考に展開されており、企業集団観がその根底に潜んでいた。一方、親会社概念はもともと一般理論として展開されたわけではなく、その根底にどのような企業集団観が潜んでいるのか不明であった。親会社概念も他の連結基礎概念との整合性を図るためには、企業集団観から展開される必要がある。そこで、親会社概念に合致する企業集団観を検討するために、まず、ほぼ同じ考え方をもつ比例連結概念が参考にした資本主義理論の企業観を取り上げた。ここで想定されているのは“企業＝株主のもの”とする企業観（集合説）であり、個人企業や組合のような出資者と企業とが直接かつ密接に結びついている企業はこれで説明できるが、株式会

50) 以上 [4-4: 企業観と企業集団観] は、岩井氏の「法人論」に啓発されたところが少なくない。ただ岩井 [1995] は、本稿で検討する株式会社の法的見方（ヒトに対してはモノ、モノに対してはヒトといった二重の所有関係）を検討するにとどまらず、さらに会社を純粹に「モノ」にしてしまう仕掛け（法人否認説）と「ヒトに近い存在」にしてしまう仕掛け（法人実在説）を、日米の近代株式会社制度の検討から説明している。アメリカでは M&A の環境が整備されており、例えば LBO の手法を駆使して TOB を行えば敵対的買収でも簡単に実施できる。このような環境では、株式会社はモノに対するヒトとしての権利を簡単に奪い去られ純粹にモノ化してしまうため、法人否認説が妥当であろう。一方わが国では、M&A の環境が十分に整備されていないだけでなく、株式持合制度が存在するため、他社の株式を自社の株式と交換に所有するという回り道をしながら自社の支配者になることができる。このような環境では、株式会社はヒトに所有されるが支配されないという「ヒトに近い存在」になりやすいため、法人実在説が妥当と考えられる。このように岩井 [1995] は、現代資本主義社会の中で、ヒトとモノとの間の両義的な存在である「株式会社」が、ところかわれば純粹なる「モノ」や「ヒトに近い存在」になりうることを証明している。

社は説明できなかった。そこで、次に株式会社を説明できるような企業観を検討したところ、「それ自体は株主に所有されているが、その財産は株式会社が支配している」といった企業観が導出された。これは企業集団にも展開可能であり、「企業集団は親会社株主に所有されるが、その財産（親会社と子会社の財産）は親会社に支配されている」といった企業集団観も導出されたのである。

いま一度、親会社概念とその企業集団観に求められた要件を確認すると、親会社概念は比例連結概念と同様、親会社株主のために連結財務諸表を作成するという作成目的をもち、親会社株主の持分のみを連結資本として示すように、その根底には親会社とその親会社を中心とした企業集団を親会社株主のものとする考えが存在した。また、その下で体系づけられている会計処理方法は支配概念がなければ説明できず、この支配概念の存在こそが比例連結概念との区別につながっていたため、企業集団は支配を考慮に入れて捉えられる必要があった。ちなみに、ここでいう支配とは、親会社が子会社を通じてその財産を自由に使用できる権利をいい、⁵¹⁾親会社が支配できる財産は、親会社自体の財産と子会社の財産ということになる。

以上の2点から親会社概念に求められる企業集団観と現代株式会社における企業集団観を比較してみると、要件が非常に合致する。つまり、企業集団が親会社株主に所有される点と企業集団の財産が親会社により支配されている点が両者で一致するのである。したがって、親会社概念を演繹的に展開する際に用いる企業集団観は、上述した株式会社の企業集団観が妥当であると言えよう。

それでは、この企業集団観を基に親会社概念を展開するとどのようになるのであろうか。企業集団を所有しているのが親会社株主であるため、親会社（経営者）にはこの株主に対して預かった財産をどのように使いどれだけの利益をあげたかを報告し説明する義務がある。このようなアカウントビリティーを遂行するためには、連結財務諸表上で親会社株主持分とその変動である連結損益が明らかにされる必要がある。つまり、親会社株主によって払い込まれた資本（株主持分）のみを連結資本に、そしてその持分の変動のみを連結損益の計算に含め連結財務諸表が作成・公表されることによって、はじめて経営者は親会社株主に対してアカウントビリティーを遂行したことになる。たとえ少数株主が存在したとしても、親会社概念の下では企業集団の外部者と位置づけられるため、彼らの持分は連結資本に含められず、⁵²⁾またその持分に生じた変動も連結損益の計算から除外さ

51) 親会社が支配に基づき経済的便益を子会社から得るためには、親会社が子会社の資産をそれ自体の資産と同様自由に利用できなければならない。ゆえに、支配は「財産を自由に使用できる権利」と捉えられる。ただ討議資料では、「企業の営業・財務政策を最終的・究極的に策定できる能力 (par.150) と支配が定義づけられており、どちらかと言えば支配によって得られる経済的便益の観点から定義づけが行われていた。しかし、その後予備的見解 (preliminary views; 1994年公表) でそもそも支配とは何かといった観点から定義が検討され、「資産に対する力」といった定義に変更された。この定義は公開草案 (exposure draft; 1995年公表) で引き継がれており、本文のように支配を捉えることが妥当であろう。

52) 少数株主持分が連結資本に含められないからといって、連結負債に該当するとは言いきれない。連結負債に該当するためには、負債の要件を満たさなければならないからである。ここで明言できるのは、少数株主持分が連結資本に該当しないことだけで、それが何に該当するのかが明確化できない (つまり、負債と資本の中間項目と負債のどちらが妥当かは不明)。➤

れるのが望ましい。このように、親会社概念に基づき作成される連結財務諸表は、「親会社株主に⁵³⁾対して、彼らが投資した資金の運用業績をより明確にする」ことを目的として作成される。

また、ここで展開された親会社概念の下に体系づけられる会計処理はどのようなものであろうか。子会社資産・負債の連結範囲については、親会社の子会社の支配を通じてその資産・負債の全体を自由に利用できる支配権を有しているため、それを所有割合に応じて連結する比例連結ではなく全部連結が親会社概念に整合する。また、親会社は所有割合に応じて子会社資産・負債を使い分けることはせず均一に使用するため、その評価方法も資産・負債を区別して評価する部分時価法ではなく、資産・負債を統一して時価で評価する全面時価法が親会社概念に整合する。⁵⁴⁾連結範囲の決定も、ここでは親会社の子会社を支配した段階で企業集団が形成されると考えているため、支配に基づき連結範囲を決定する支配力基準が親会社概念に整合する。なお、過半数の持株比率を支配の1条件と捉えられるため、持株比率基準が支配力基準の1つの指標あるいは条件と関係づけることができ、⁵⁵⁾ここで展開された親会社概念の下でもその存在が否定されることはない。企業集団観から展開された親会社概念には、以上のような会計処理方法が整合すると考えられるのである。

討議資料上の親会社概念は、親会社株主の持分に表される法律上の権利、つまり利益分配請求権や残余財産分配請求権などの受益持分を強調する考え方であった。しかし討議資料は、資産・負債の連結範囲やその評価方法、子会社の連結範囲といった会計処理方法を、親会社株主の法的権利よりもむしろ親会社の子会社に対する支配状況と関連づけて論じており、親会社概念の定義とその下で体系づけられている会計処理方法の間で重視されるものが異なっていた。

本節で展開する親会社概念は、所有主である「親会社株主の持分を強調すること」自体にはかわりはない（つまり、定義にはかわりはない）が、その持分の法的権利を強調しない点で、討議資料上の親会社概念の定義と異なる。確かに、親会社概念に求められた企業集団観を前提にしても、親会社株主の持分が実際そのような法的権利を表すことはいうまでもない。しかし当該企業集団観では、親会社株主の持分を親会社株主から払い込まれた資本という意味以外に考えない。つまり、当該持分の法的権利面が強調されることはなく、ましてやそれが会計処理方法に反映されることはな

ㄨ 一方川本 [1997(b)] は、少数株主が連結グループの内部者と外部者のどちらで扱われているかを判断することにより、少数株主持分が負債か資本のいずれに属するものかを決定できると主張する。例えば、普通株主や優先株主等は企業の稼いだ成果の分配を受けるため内部者とみなされる一方、債権者等は企業の利益計算の過程で利子として支払を受けるため外部者とみなされる。川本 [1997(b)] は、企業会計の目的を最終的に内部者に帰属する成果の大きさを測ることと捉えているため、外部者の持分は負債として扱われ、資本の計算から除かれると考えるのである。この考えに基づけば、親会社概念の下では成果（利益）は最終的に親会社株主に帰属するものと考えられているため、少数株主持分は負債に該当しよう。

53) 川本 [1997(a)] p.61 参照。

54) 醍醐 [1997] p.6 参照。

55) 黒川 [1998] pp.8-10 参照。

いのである。このように、本節で展開された親会社概念は、親会社株主の持分を強調する考え方と定義づけられようが、討議資料のようにその法的権利（受益持分）を強調し、それについての情報の提供を連結財務諸表の目的としているわけではない。

第5節 おわりに

連結基礎概念は雑多な連結会計実務が混在するといった実務上の問題点の解消を目的として提唱された考えであるため、その下には首尾一貫した論理的矛盾のない会計処理方法が体系化されなければならない。比例連結概念や経済的単一体概念の場合、それが達成されているように思えるが、親会社概念に限っては、多くの論者により様々なバリエーションが認められており、定義と会計処理方法の間に論理的一貫性が欠如しているように思える。そこで、本稿ではその原因が何なのかを検討すると同時に、そのような問題点を解消するために親会社概念の再構築を行った。

まず第2節で、現在もなお連結理論の1つの指針とされている討議資料[1991]を参考に、親会社概念の定義とその下に体系づけられている会計処理方法の関係を説明し、続く第3節で、その関係の検討をそれぞれ個別に行った。討議資料は親会社概念を親会社株主の受益持分を強調することと定義づけ、受益持分として利益分配請求権や残余分配請求権など所有（割合）に応じて引き出されるものを挙げていた。つまり、討議資料は定義上では親会社概念を「所有（割合）」に関連づけて説明しており、「支配」との論理的関連性にはほとんど触れていなかったのである。しかし、親会社概念の下に体系化された持株比率基準、全部連結、そして部分時価法の説明にはどれも「支配」が不可欠であり、討議資料上の定義と会計処理方法の間で注目する考えが異なるという矛盾が生じていた。このような矛盾がこれまで議論の前提とされていたために、最狭義には比例連結をとる形態から、最広義には全部連結・全面時価法をとる形態まで、親会社概念に様々なバリエーションがみられるようになったのである。

そのような問題点を解消するために、第4節で他の連結基礎概念との整合性を図りながら親会社概念の再構築を行った。親会社概念は他の基礎概念（ここでは比例連結概念）とは異なり会計主体論を連結会計に適用してつくられた概念ではないため、その根底に企業集団観が存在しなかった。そこで、他の基礎概念と整合性を図るために、親会社概念の要件、つまり「企業集団を親会社株主のものとする要件」と「親会社により企業集団の財産が支配されているとみる要件」に合う企業集団観を、株式会社の法律見方を参考に考え、そこで得られた企業集団観を基に親会社概念を再構築したのである。その結果は4-5で示した通りであるが、ここで重要なのは、再構築された親会社概念から論理的に1つの連結範囲・資本連結の方法が導出できることであって、従来のように「定義と会計処理方法における矛盾」や「定義の曖昧性」という問題を見過ごしてはならないのであ

る。

このように、本稿では連結基礎概念のうち特に問題視されている親会社概念を再検討した。連結基礎概念は現在もおお連結会計実務を説明する理論と位置づけられているため、現時点ではその枠内で理論的整合性を検討することは重要であろう。しかし近年、連結財務諸表が提供する情報により重点が置かれ、目的適合性や表現の忠実性等、投資家等の意思決定に情報が有用であるための条件が強調されており、これらの条件を満たすような会計処理方法が求められている。そのような場合、連結基礎概念を基に会計処理方法を説明する必要があるのだろうか。情報を重要視する現代だからこそ、もう一度連結基礎概念の必要性を再考することが重要である、と筆者は考えている。

参 考 文 献

- AAA, "Response to the FASB Discussion Memorandum "Consolidation Policy and Procedures"," *Accounting Horizons* 8(2), 1994.
- AAA, "Response to the FASB Exposure Draft, "Proposed Statement of Financial Accounting Standards—Consolidated Financial Statements : Policy and Procedures"," *Accounting Horizons* 10(3), 1996.
- Baxter, G. C. and Spinney, J. C., "A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory," *CA Magazine*, 1975.
- Beams, F. A., *Advanced Accounting (sixth edition)*, Prentice-Hall International, Inc., 1996.
- FASB, Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures*, 1991.
- FASB, Preliminary Views, *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy*, 1991.
- FASB, Exposure Draft, *Consolidated Financial Statements : Policy and Procedures*, 1995.
- Moonitz, M., "The Entity Approach to Consolidated Statements," *The Accounting Review*, 1942.
- Moonitz, M., *The Entity Theory of Consolidated Statements*, The Foundation Press, Inc., 1951.
- Pacter, P. "Revising GAAP for Consolidations : Join the Debate," *The CPA Journal*, 1992.
- Sprouse, R. T., "The Significance of the Concept of the Corporation in Accounting Analysis," *The Accounting Review*, 1957.
- Taylor, P. A., *Consolidated Financial Reporting*, Paul Chapman Publishing Ltd., 1996.
- 青柳文司「主体論」, 青柳文司編著『会計理論の基礎知識』, 中央経済社, 1988年.
- 新井清光著『会計公準論』, 中央経済社, 1969年.
- 飯野利夫著『財務会計論〈三訂版〉』, 同文館, 1997年.
- 岩井克人「ヒト, モノ, 法人」, 伊丹孝之・加護野忠男・伊藤元重編著『日本の企業システム』, 有斐閣, 1995年.
- 宇南山英夫「会計理論と会計主体としての株式会社概念」, 『企業会計』第9巻第13号, 1957年.
- 川本淳「連結の目的と少数株主持分の問題」, 『経済学研究』第34号, 1991年.
- 川本淳「連結基礎概念の意義——実体概念と親会社概念を中心として——」, 『経済と経済学(東京都立大学)』第83号, 1997年(a).
- 川本淳「連結の意義と課題」, 『会計』第152巻第5号, 1997年(b).
- 企業集団研究会著『企業集団研究の方法』, 文真堂, 1996年.
- 黒川行治「連結会計諸概念と情報の有用性——資本連結方法と財務諸表分析——」, 『三田商学研究』第40巻第3号, 1997年.

黒川行治著『連結会計』, 新世社, 1998年。

コーポレートガバナンス原則策定委員会『コーポレートガバナンス原則—新しい日本型統治を考える』,
日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム, 1997年。

白鳥庄之助「連結主体観」, 神戸大学会計学研究室編『第5版 会計学辞典』, 同文館, 1997年。

醍醐聡「支配力概念と連結会計」, 『日本会計研究学会第45回関東部会報告要旨集』, 1997年。

高須教夫著『連結会計論』, 森山書店, 1996年。

高須教夫「親会社説の踏襲——「所有」概念と「支配」概念の錯綜——」, 『企業会計』第49巻第13号, 1997年。

武田隆二「親会社概念と実体概念」, 『産業経理』第36巻第6号, 1970年。

武田隆二著『連結財務諸表』, 国元書房, 1990年。

酒巻俊雄・志村治美編『新版会社法』, 青林双書, 1993年。

座談会「「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」をめぐって」, 『JACPA ジャーナル』第506号, 1997年。

座談会「「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」をめぐって」, 『企業会計』第49巻第9号, 1997年。

座談会「日本の企業システムは変わるか」, 『企業会計』第50巻第11号, 1998年。

邵藍蘭「株式会社会計における所有関係と会計責任」, 『経済と経済学 (東京都立大学)』第83号, 1997年。

米国財務会計基準 (連結会計) 研究委員会編著『連結会計をめぐる米国財務会計基準の動向』, 企業財務制度研究会, 1995年。

山榘忠恕「会計主体論」, 田島四郎編著『現代会計学体系第I巻』, 同文館, 1968年。

森田哲彌「「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」の概要と考え方」, 『企業会計』第49巻第10号, 1997年。

[大学院商学研究科後期博士課程]